

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律¹（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生量の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえたうえで、一般廃棄物処理施設やごみ処理体制の整備、財源の確保等について十分に検討する必要があります。

また、ごみ処理基本計画策定指針²（2016年9月環境省）では、目標年次を10年から15年先において、概ね5年ごとに中間目標年次を設け、計画を改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、計画の見直しを行うことが適切であるとされています。

2017年3月に策定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：2017～2031年度）」（以下、前計画という。）においては、2R（リデュース・リユース）を優先した3R³の取組みにより、低炭素社会⁴を考慮した循環型社会⁵を構築することとしており、計画的に進捗管理を行っていますが、策定から6年が経過し、国内外における社会情勢は変化している状況です。

このほか、社会的な潮流として、廃棄物の観点においても、脱炭素社会⁶に向けた取組み、SDGs（持続可能な開発目標）⁷との整合、激甚化する自然災害や感染症に対応するごみ処理の安定性・安全性の確保など、新たな課題に対応する必要があります。

本市においては、2016年度末に廃止した北谷津清掃工場の跡地に新たな清掃工場を整備することが予定されているほか、稼働開始から約20年が経過している新港清掃工場のリニューアル工事も予定されている状況であり、新たな施設の整備に際してより一層ごみ処理の安定性・安全性を確保する必要があります。

そのため、前計画の考え方を発展させ、既存施策の拡充や新規施策を盛り込み、一層のごみの減量・再資源化の実現を目的として、新たに千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

なお、一般廃棄物はごみとし尿に分かれますが、本計画ではし尿についての内容を含まないため、「（ごみ）」と表現します。

（※し尿に関する処理計画については、「千葉市生活排水処理基本計画」【2016年3月】において定めています。）

2 計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、国の法制度や県の計画等との整合を図るとともに、本市のまちづくりの方向性を明らかにする「千葉市基本計画⁸」、さらには、「千葉市環境基本計画⁹」、「千葉市地球温暖化対策実行計画¹⁰」（以下、「地球温暖化対策実行計画」という。）などの関連する本市の諸計画との整合を図る必要があります。

また、食品ロス¹¹の削減の推進は本計画で定める施策・取組みと密接に関連することから、食品ロスの削減の推進に関する法律¹²（以下、「食品ロス削減推進法」という。）に規定する「市町村食品ロス削減推進計画¹³」を本計画に内包して策定します。

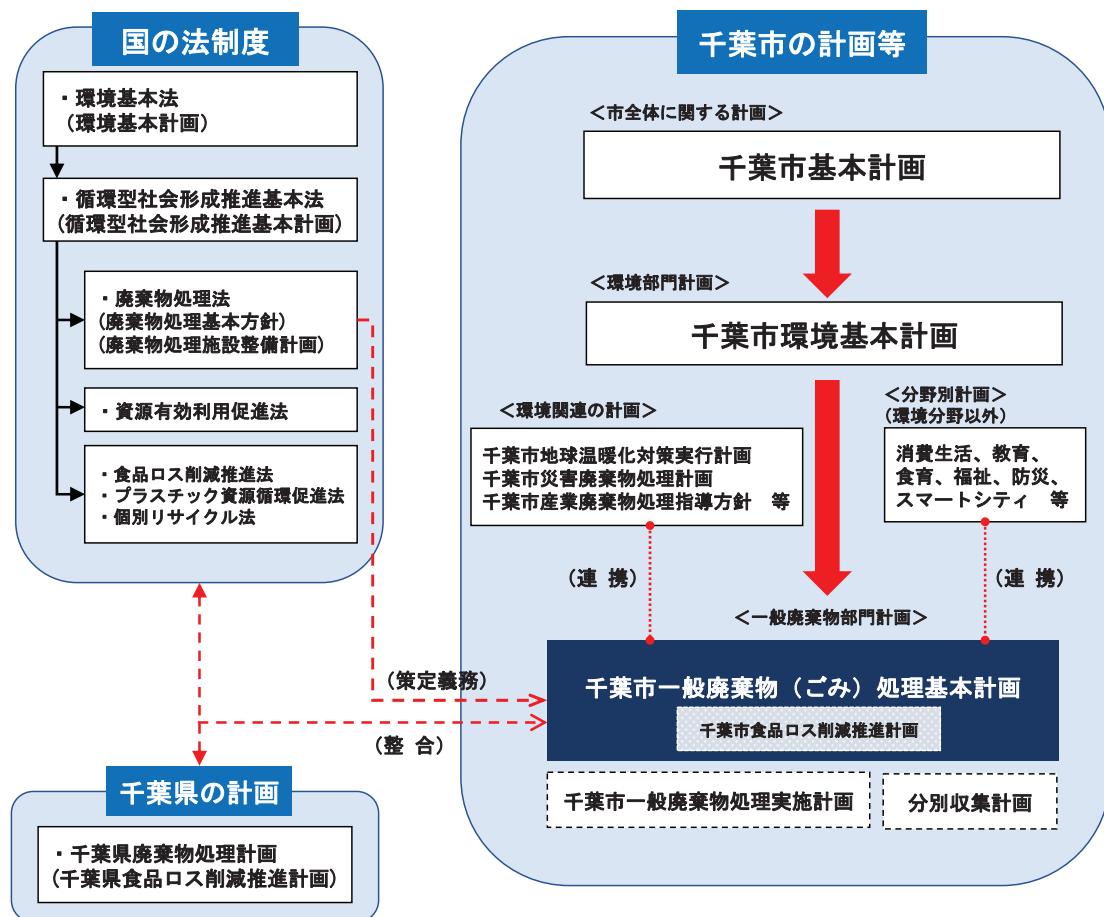


図 1 本計画と周辺計画の体系

3 計画期間

本計画の計画期間は、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とします。なお、5年目の2027（令和9）年度を中間目標年度とし、施策の点検を行うとともに、現状及び課題の整理を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、関係法令の改正や上位計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合に適宜見直しを行います。

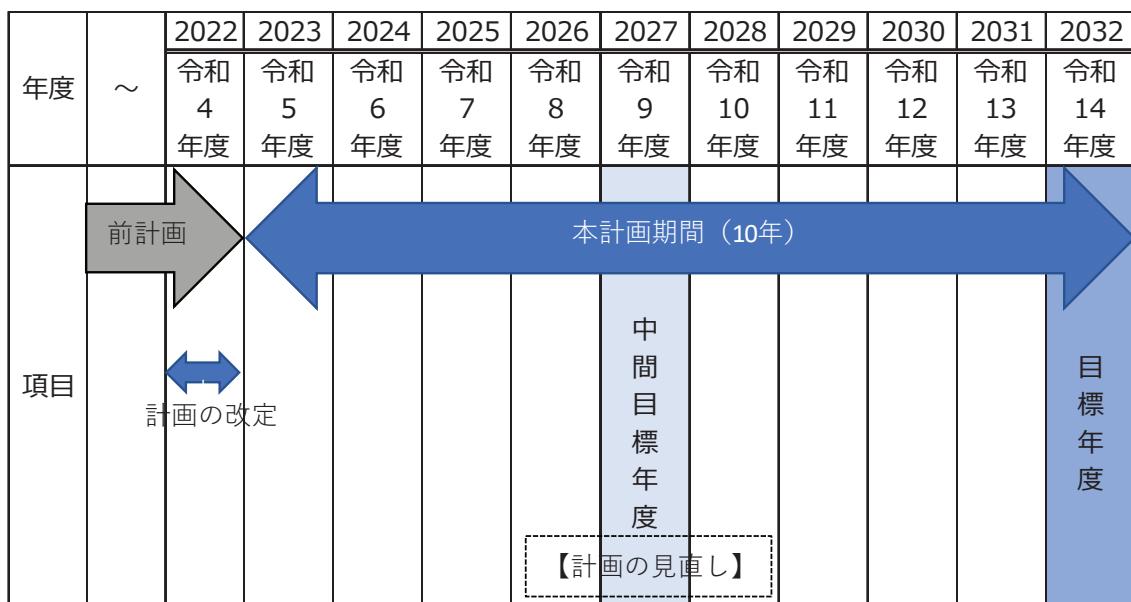


図2 計画スケジュール